

北海道大学大学院法学研究科

法律実務専攻

目 次

| | |
|-----------------------------------|----------|
| I 認証評価結果 | 2-(1)-3 |
| II 章ごとの評価 | 2-(1)-5 |
| 第 1 章 教育の理念及び目標 | 2-(1)-5 |
| 第 2 章 教育内容 | 2-(1)-6 |
| 第 3 章 教育方法 | 2-(1)-11 |
| 第 4 章 成績評価及び修了認定 | 2-(1)-13 |
| 第 5 章 教育内容等の改善措置 | 2-(1)-17 |
| 第 6 章 入学者選抜等 | 2-(1)-18 |
| 第 7 章 学生の支援体制 | 2-(1)-20 |
| 第 8 章 教員組織 | 2-(1)-22 |
| 第 9 章 管理運営等 | 2-(1)-25 |
| 第 10 章 施設、設備及び図書館等 | 2-(1)-26 |
| 第 11 章 自己点検及び評価等 | 2-(1)-28 |
| <参 考> | 2-(1)-31 |
| i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 2-(1)-33 |
| ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載） | 2-(1)-34 |
| iii 自己評価書等 | 2-(1)-35 |

I 認証評価結果

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

ただし、当該法科大学院の教育活動等の状況においては、基準4-1-1を満たしておらず、速やかに是正される必要がある。

具体的な内容は、次のとおりである。

- 成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で正課外に行われた授業の成績を考慮要素の一つとしているものがあり、是正する必要がある。【基準4-1-1】
- 成績の各ランクの分布の在り方に関する方針について、学生にあらかじめ明確に示す必要がある。【基準4-1-1】

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 研究者養成をも目的とした授業科目「研究論文」が開講されている。

当該法科大学院の主な留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 授業内容が異なる2授業科目において、シラバスに記載されている内容が同じであるため、授業内容に即したシラバスを作成するよう留意する必要がある。
- 修了者の進路及び活動状況について、司法試験の合格状況に関する情報は公表されているものの、その他の情報については公表されていないため、法曹としての活動状況や企業及び官公庁その他の法律基本知識等を必要とする職域への進路等についても公表されることが必要である。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。
- 未修者1年次については、単位化されていない正課外の授業が実施されており、必ず履修することとされているため、履修登録可能な単位数の上限を実質的に超えるものとならないよう、当該授業の在り方について見直すべきである。
- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、出席のみを考慮要素としている授業科目があり、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、レポートや平常点の成績が一律満点となっている授業科目があり、レポートや平常点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。

- 一部の授業科目において、本試験と再試験又は追試験の間で類似の問題が出題されているものがあり、異なる到達度をそれぞれ評価するための採点上の工夫がなされているとはいえ、改善を図る必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念・目標は、「(i) 基本的法分野における体系的で深い理解、(ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識、(iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識、(iv) 柔軟で創造的な思考力、(v) 交渉能力と説得能力、(vi) 人権感覚・倫理性、(vii) グローバル化のなかで比較法的知識と語学力、(viii) 他の専門分野に対する理解能力」といった能力・資質を備える法曹の養成として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念・目標に適った教育を実施するため、法曹としてのコミュニケーションを確保するための教育プログラム（基礎プログラム、深化プログラム、法実務基礎プログラム）、法曹としての付加価値を高めるための教育プログラム（先端・発展プログラム）、幅広い知見を修得するための教育プログラム（学際プログラム）の設定等が行われている。

これらの授業における成績評価はおおむね適切に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者は、主に札幌をはじめとして全国各地で法曹として活躍している。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で編成されている。すなわち、教育理念・目標を効果的に実現するために、基礎プログラムでは法律基本科目に関する基礎的知識を修得させ、深化プログラム及び法実務基礎プログラムでは専門法曹養成のための高度な専門知識とその応用力を有機的に修得させ、先端・発展プログラム及び学際プログラムにおいては修得した法的専門知識を更に高度化させて専門性を高め、あるいは法学以外の知識と関連させて視野を広げるような授業科目を配置するなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、オフィスアワー等を通じて学生からの個別相談に応じる体制がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップに係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「現代法哲学」、「現代法社会論」、「ローマ法」、「政策分析」、「政治過程論」等、(4) 展開・先端科目として、社会の多様な新しいニーズに応え、応用的先端的な法領域の基礎的な理解を与えるため、先端ビジネス部門に「現代企業法Ⅰ」、「現代企業法Ⅱ」、「知的財

産法A」、「知的財産法B」、「経済法」等、生活関連部門に「環境法」、「情報法」、「労働法A」、「労働法B」等、共通科目に「立法過程論」、「国際法A」、「国際法B」等の授業科目がそれぞれ開設されている。

そのほか、研究者養成をも目的とした授業科目「研究論文」が開講されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拓げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「現代取引民法」、「現代生活民法」及び「現代家族法」の教育内容の多くが法律基本科目の内容にとどまっているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、未修者が親族法・相続法を全く履修しないで修了することが可能な制度となっているものの、おおむね学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目については、すべて選択必修科目であり、公法系科目は12単位中8単位以上、民事系科目は31単位中24単位以上、刑事系科目は13単位中10単位以上を修得し、

かつ合計 48 単位以上を修得することとされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士 の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書 (契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等) の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため

の教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理Ⅰ」及び「法曹倫理Ⅱ」（各2単位）が選択必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務演習A」（2単位）が必修科目として開設されているほか、授業科目「民事実務演習B」（2単位）が選択必修科目として開設されている。事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務演習A」、「刑事実務演習B」及び「刑事実務演習C」（各2単位）が開設され、そのうち2単位を修得するものとされている。

また、ローヤリング及びクリニックは授業科目「ローヤリング＝クリニックA」及び「ローヤリング＝クリニックB」（各2単位）、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」（1単位）が選択必修科目として開設され、その他の法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目と合わせて4単位相当を修得するものとされている。

法情報調査は、授業科目「法情報学」が選択必修科目として開設されているほか、基礎プログラム及び深化プログラムの授業科目の中で指導が行われている。法文書作成は、必修科目である授業科目「民事実務演習A」のほか、選択必修科目である授業科目「民事実務演習B」、「刑事実務演習A」、「刑事実務演習B」及び「刑事実務演習C」の中で指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、実務家教員を含む「教務委員会」での検討や、「FD委員会」での意見交換会を通じて、実務家教員と研究者教員による協力がなされている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目においては、一部の授業が所定の授業時間と異なる授業時間で実施されているものの、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に照らし設定されている。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 研究者養成をも目的とした授業科目「研究論文」が開講されている。

【留意すべき点】

- 法律実務基礎科目について、多様な授業科目を修得させるようなカリキュラム編成となるよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 授業科目「現代取引民法」、「現代生活民法」及び「現代家族法」の実質的教育内容が法律基本科目に当たるため、教育内容を展開・先端科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 未修者が、親族法・相続法を取り扱う授業科目「民法Ⅳ」及び「現代家族法」を全く履修しないで修了することが可能な制度となっているため、親族法・相続法を確実に履修させるカリキュラム編成となるよう改善する必要がある。
- 一部の授業科目において、所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されていることについて、過不足が生じる事態が常態化しないよう組織として改善する必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、知識を効率的に教授できる講義方式を中心としつつ、確認の質問等をするなどして双方向性を確保し、2年次以降配当の授業科目においては、事例に基づきつつ学生との問答を通じて授業を展開する対話方式を中核として、双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「ローヤリング＝クリニックA」、「ローヤリング＝クリニックB」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修

学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、授業内容が異なる2授業科目において、シラバスに記載されている内容が同じであるものの、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載され、学生便覧・講義要領として学生に配付されるとともにウェブサイトに掲載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、オフィスアワーの設定、クラス担任制の実施、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、未修者1年次については単位化されていない正課外の授業が実施されており、必ず履修することとされているものの、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 授業内容が異なる2授業科目において、シラバスに記載されている内容が同じであるため、授業内容に即したシラバスを作成するよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。
- 未修者1年次については、単位化されていない正課外の授業が実施されており、必ず履修することとされているため、履修登録可能な単位数の上限を実質的に超えるものとならないよう、当該授業の在り方について見直すべきである。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章の基準のうち、基準4-1-1を満たしていない。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等、各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得る体制がおおむねとられているが、一部の授業科目で必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行われていない。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定されている。成績のランク分けについては、学生便覧・講義要領を通じて、学生に周知されているが、成績の各ランクの分布の在り方に関する方針が学生にあらかじめ明確に示されていない。また、成績評価における考慮要素については、一部の授業科目において、出席のみを考慮要素としているものがあり、また、一部の授業科目においては、レポートや平常点の成績が一律満点となっているものがあるものの、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、出席状況・授業中の態度等としており、これらは学生便覧・講義要領及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

ただし、一部の授業科目で正課外に行われた授業の成績を成績評価における考慮要素の一つとしているものがある。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、「成績判定会議」において成績評価についての検討を行い、定められた成績分布の基準を外れる授業科目については、その理由が合理性を欠くと判断される場合には成績の再評価を行うなどが講じられている。

成績評価の結果については、成績分布表の公表（法律基本科目並びに履修者が5人以上の授業科目）や担当教員による説明会の開催、さらに一部の授業科目においては、学生の同意を得た優秀答案・優秀レポートや過去の試験問題等必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験における実施方法については、事務担当者が答案を点検した後に出题者に採点を依頼するなど、配慮されている。また、一部の授業科目において、本試験と再試験又は追試験の間で類似の問題が出題されているものがあるものの、再試験については3年課程の学生に提供される基礎プログラムに属する授業

科目及び「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」、「民事実務演習」、「刑事実務演習A」、「刑事実務演習B」についてのみ認められ、おおむね適切な評価が行われ、追試験については一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件等が明確にされ、これらは学生便覧・講義要領に記載され学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに

定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

| | |
|-------------|-------|
| ア 公法系科目 | 8 単位 |
| イ 民事系科目 | 24 単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10 単位 |
| エ 法律実務基礎科目 | 10 単位 |
| オ 基礎法学・隣接科目 | 4 単位 |
| カ 展開・先端科目 | 12 単位 |

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年在籍し、94 単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位等、及び入学前に大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）等を、合計 30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、30 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 8 単位以上、民事系科目 24 単位以上、刑事系科目 10 単位以上の合計 48 単位以上、法律実務基礎科目 10 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されているほか、当該法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮する制度がある。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、出題・採点を担当する試験委員が、問題の作成に当たり内容・難易度・分量・科目間のバランス等を検討しており、さらに、過去5年分の試験問題をウェブサイトで公表するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、第一次選抜合格者に対して、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の7科目について試験を実施し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30単位を修得したものとみなしている。この30単位については、1年次の必修科目30単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章の基準のうち、基準4-1-1を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、出席のみを考慮要素としている授業科目があり、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、レポートや平常点の成績が一律満点となっている授業科目があり、レポートや平常点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、本試験と再試験又は追試験の間で類似の問題が出題されているものがあり、異なる到達度をそれぞれ評価するための採点上の工夫がなされているとはいえないものがあるため、改善を図る必要がある。

【是正を要する点】

- 成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で正課外に行われた授業の成績を考慮要素の一つとしているものがあり、是正する必要がある。
- 成績の各ランクの分布の在り方に関する方針について、学生にあらかじめ明確に示す必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生による授業アンケート、教員相互の授業参観、教員による教育方法に関する懇談会等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念・目標に照らし、「①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力などの法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力」を備えた人材を選抜することとして設定され、ウェブサイト、学生募集要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育理念・目標や入学者選抜の方法等の必要な情報が、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「法科大学院教員会議」の下に「入試制度検討委員会」及び「入学者選抜委員会」が設置され、入試業務に関する最終的な決定は「法科大学院教員会議」が行うこととされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、出身大学、成績結果、法律科目試験問題、小論文試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいがある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜において法科大学院統一適性試験の成績を主に考慮し、第2次選抜においては、3年課程については小論文試験を課し、2年課程については法律科目試験を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、学業成績のほか語学検定試験の成績等も考慮し、また、3年課程の入学者選抜においては、入学試験の方式（適性試験枠、小論文試験枠、総合評価枠の設定）等を工夫することによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成20年度は約31%、平成21年度は約34%、平成22年度は約23%、平成23年度は約26%、平成24年度は約22%となっている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は177人であり、収容定員240人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度の入学定員から、前年度と比較して定員を20人削減する見直しが行われるとともに、「入学者選抜委員会」のほかに、入試制度を検討する「入試制度検討委員会」を恒常的に設けるなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育理念・目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、新学期開始時に入学生ガイダンスを実施し、教務上・生活上のガイダンス及び各科目担当教員による科目ガイダンスを実施して履修指導を行っているほか、クラス担任制の実施、オフィスアワーの設定等によって、学習支援の体制が整備されている。また、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前に読んでおくべき文献リストの配付、入学前の課題の提示等の学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、法律基本科目担当の専任教員によるオフィスアワーの設定、実務家教員を中心に実施する懇親会や研修合宿の開催等、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの時間帯、場所、面談の予約方法等が記載された一覧表が毎学期の初めに掲示されており、学生に周知されている。

このほか、「法科大学院支援室」と「教材作成センター」に教材作成を補助する助手や非常勤職員を配置するなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度並びに入学試験の成績の上位者について入学料と初年度の授業料を免除する制度として「成績優秀者特別免除制度」が整備されている。

学生生活に関する支援については、メンタルヘルスに対しては、保健センターに専門の医師や臨床心理士を配置し、各種ハラスメントに対しては、全学的なハラスメント相談員の配置や学外の専門カウンセラーに相談できる体制を整備し、対応しているほか、クラス担任等による個別の対応がなされるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、スロープ、エレベーター、階段手すり、障がい者用トイレが設置されるなど整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、障がいにより筆記に時間を要する学生に対して定期試験の

時間を延長する等の修学上必要な支援措置を講じており、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学的組織として「キャリアセンター」が設置されているほか、キャリアサポート委員による指導・助言、実務家等による講演会の実施、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、研究者教員については「選考委員会」、実務家教員については「法科大学院人事委員会」における候補者の審査を経て、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、候補者の授業担当の適格性を考慮して、教授会において審議・決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員16人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念・目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、20歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のうち知的財産法関係科目及び経済法関係科目であり、そのうち必修及び選択必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員12年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図ることを目的として、サバティカル研修制度が導入され、相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、「法科大学院支援室」が支援を行っているほか、法令・判例新刊雑誌室にも専門的な職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- すべての専任教員の授業負担が年間 20 単位以下にとどめられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、「法科大学院教員会議」が置かれている。「法科大学院教員会議」は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学研究科・法学部事務部」が組織され、庶務担当、学事担当、会計担当の職員が配置されているほか、「法科大学院長室」に法科大学院の支援業務一般を統括する法科大学院支援専門員が配置され、支援業務を担当する「法科大学院支援室」及び「教材センター」にも職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、大学院法学研究科予算全体の決定手続きにおいて、当該法科大学院の意見ないし要望の聴取が行われており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（法廷教室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室、演習室等の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室、演習室及び実習室には、プロジェクター、スクリーン、DVDプレイヤー等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、書棚、ロッカー、電源コンセント、LAN及びインターネット接続コンセントが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、学内LANを通じて「図書管理検索システム」及び「判例検索システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室、附属図書館、法令・判例新刊雑誌室が整備されている。附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法科大学院図書室、附属図書館、法令・判例新刊雑誌室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、法科大学院図書室の図書及び資料は、教員による選定のほか、図書予算に特別の項目を設けて、随時法科大学院生の希望に応じた図書及び資料の購入が行われており、また、年1回の蔵書点検が行われるなどの管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、プリンタ、複写機等が整備されている。また、法令・判例新刊雑誌室には、司書の資格を有し、法情報調査の基礎的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室と近接しているほか、附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室についても近くに位置しているなど、自習室と法科大学院図書室、附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室との有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる共同の非常勤講師室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、学生相談室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。
- 自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室と近接しているほか、附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室についても近くに位置しているなど、自習室と法科大学院図書室、附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室との有機的連携が確保されている。
- 法令・判例新刊雑誌室に司書の資格及び法情報調査に関する基礎的素養を備えている職員が配置されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価委員会」が設置され、評価項目として「教育目的」、「教育内容」、「教育方法」、「成績評価及び修了認定」、「教育内容等の改善措置」、「入学者選抜」、「学生の支援体制」、「教員組織」、「管理運営等」及び「施設、設備及び図書館等」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「法科大学院教員会議」、「教務委員会」及び「FD委員会」をはじめとする各種委員会が連携協力し、改善に取り組むために活用されているとともに、「法科大学院教員会議」において報告し、教員に周知することにより、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、修了者の就職状況を除き、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「北海道大学法科大学院自己点検評価書・外部評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「法科大学院・教員一覧」を通じて公表されている。また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表されている。

その他当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「法学研究科・法学部事務局」の庶務担当及び学事担当並びに「FD委員会」において収集され、定期試験、レポート、自己点検及び評価の結果に関する文書は「法科大学院長室」、授業アンケートの集計分析資料等は「FD委員会」、その他の資料については「法学研究科・法学部事務局」において保管されている。

以上の内容を総合し、「第11章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が大学ウェブサイトの「大学情報データベース」を通じて学内外に公表されている。

【留意すべき点】

- 修了者の進路及び活動状況について、司法試験の合格状況に関する情報は公表されているものの、その他の情報については公表されていないため、法曹としての活動状況や企業及び官公庁その他の法律基本知識等を必要とする職域への進路等についても公表されることが必要である。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

北海道大学大学院法学研究科・法律実務専攻

(2) 所在地

北海道札幌市

(3) 学生数及び教員数(平成24年5月1日現在)

学生数：177名

教員数：21名（うち実務家教員6名）

2 特徴

〔沿革〕

北海道大学（以下「本学」という。）法学部は、昭和28年に法経学部から分離・独立し、講座数を拡充した後、昭和49～52年に教育部36教育科目、研究部4部門12研究科目、入学定員220名に改組拡充した。研究部の設置と教授・助教授54名という教員定員は、当時全国の法学部の中でトップクラスの質と規模の教授陣を可能とし、その後の幅広い専門分野の先端的研究を基礎とする充実した教育の基礎になった。

昭和60年代以後は大学院の整備を進め、平成4年に2年制の専修コースを新設、平成12年には大学院重点化し、入学者数を倍増した。この際、研究部を改組して、高等法政教育研究センターを設立し、研究と教育の有機的連携体制を強化した。

〔本学・本研究科の伝統〕

本学は、北海道開拓使札幌農学校の開校当初から、常に広く全国から有為の人材を集め、最先端の近代教育によって優秀な卒業生を全国に送り出してきたが、それと同時に、地域と密接な連携を持ち、北海道開発に関わってきた。本学法学部も、創設以来、常に入学者の半数前後を北海道外から受け入れ、卒業生の多くを全国に送り出してきたが、同時に、地域と密接な連携を持ち、その発展に貢献してきた。

この「教育の地方分権」的機能は本学・本研究科の地理的特色によるが、教員と学生の親密な関係に基づく少人数演習を重視した法学教育も、この伝統の一環をなすものであり、大規模地方都市に所在する基幹大学という特性を基礎にしている。

このような教育によって、本学大学院法学研究科・法学部は、産業界・官界とともに司法界に多くの人材を輩

出してきた。司法試験の合格者数は、平成8年から平成17年までの10年間で129名、新司法試験開始後の平成18年から平成23年までの6年間では、新司法試験の合格者280名、旧司法試験の合格者38名である。

本研究科は、研究部、そして高等法政教育研究センターによって研究活動と教育の有機的な連結を図ってきた。現在、本研究科は、科学研究費等による最先端の研究を全国の法学部の中でも特に積極的に推進しており、とりわけ、平成15年度より推進してきた21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」によって、我が国の知的財産法をリードする研究拠点となってきたところであり、また、その後引き続いて採択されたグローバルCOE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」（平成20～24年度）では、より多方面にわたる法学・政治学分野における国際的研究拠点を形成している。

法科大学院の教育は常にこれらの研究活動の成果を取り入れており、上記グローバルCOEの研究活動には、法科大学院生も様々な形で参加している。

〔法科大学院教育の特色〕

本学法科大学院の21名の専任教員が法曹としての基礎力と応用力を確実に養成し、さらに32名の兼任・兼任教員が、幅広い分野の研究を踏まえた学際的あるいは先端的領域での教育を展開し、変化する社会で活躍できる発展力を養成する。また、本法科大学院の教育は、上に述べた本学・本研究科の伝統を継承して、次のような特色を有している。

- ①全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指し、ウェブサイトでの情報公開・PRに努め、東京試験会場の開催、首都圏でのエクスターンシップを実施している。
- ②実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と協議を行い、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップを実施している。
- ③少人数教育体制を確保し、双方向的・多方向的授業・文書作成指導を重視した質的にも個々の学生に応じた指導を実施している。
- ④基本・先端・学際的各分野において、より高度な知識・理解を求める者は、報告準備のための指導を受けられるよう配慮している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

〔教育上の理念・目的〕

司法制度改革審議会意見書が指摘するように、グローバリゼーションの中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、それぞれの分野で事前の行政規制よりも事後の司法チェックが重要になり、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっている。このような新しい社会状況において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応えうる応用力・発展力を持たなければならない。法科大学院は、この様々な社会領域の要請に応えうる多様な法曹を養成しなければならない。また、司法制度改革によって従来の司法研修所教育の一部を引き受けることになった法科大学院は、法学の基礎力の上に、法実務の基礎を修得させなければならない。

〔養成しようとする法曹像〕

以上から、21世紀の法曹は、次のような能力・資質を備えていなければならないと考える。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

これらのうち、(i) (iii) (iv) (v) (vi) は法曹のコモンベーシックをなす「基礎力」であり、(ii) (vii) (viii) は、各人がそれぞれの方向で法曹としての付加価値を高める「発展力」である。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201303/houka/no6_2_jiko_hokkaido_h201303.pdf